加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職した者のうち奨学金の返還義務が生じている者の奨学金返還金額の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 中小企業等 次に掲げるものをいう。
 - ア 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) に規定する社会福祉法人
 - イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人(資本又は出資を有しないものを含む。 ただし、保険業法に規定する相互会社を除く。)及び個人並びに常時使用する従業員の数が 300人以下の法人及び個人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 国、公共法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人をいう。以下同じ。)、公庫等(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等をいい、公共法人を除く。以下同じ。)
 - (イ) 国又は普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上 を出資している一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人若しくは株 式会社(公共法人及び公庫等を除く。)
 - ウ その他これに準ずるものと市長が認める法人
 - (2) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態(役員及び個人事業主を除く。) をいう。
 - (3)正規に準ずる雇用 一週間の所定労働時間が20時間以上かつ正規雇用の所定労働時間の4分の3以上である雇用形態をいう。
 - (4) 大学等 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する高等学校、大学 (短期大学及び大学院を含む。)、高等専門学校、専修学校 (専門課程に限る。) をいう。
 - (5) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構(以下「支援機構」という。)の奨学金をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) 大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けた者
 - (2) 月賦又は月賦・半年賦併用により補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)において返還すべき奨学金を返還している者
 - (3)補助金の交付を受けようとする年度(以下「申請年度」という。)の3月31日において、 年齢が40歳未満の者

- (4) 申請年度の1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している者
- (5) 中小企業等に雇用されている者のうち、次に掲げるいずれかに該当する者
- ア 平成30年4月1日から申請年度の12月31日までの間に正規雇用となり、かつ、申請年度の3月1日まで継続して正規雇用の条件を満たす者
- イ 平成30年4月1日から申請年度の前年度の12月31日までの間に正規に準ずる雇用となり、かつ、申請年度の3月1日まで継続して正規に準ずる雇用の条件を満たす者のうち、正規雇用への転換を希望している者
- (6) 過去において次に掲げる月数の合計が72箇月に達しない者
 - ア 令和6年度以前の加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた月数に2を乗じて得た月数
 - イ この要綱に基づく補助金の交付を受けた月数
- (7) 奨学金の返還について、この要綱に定める補助金以外の奨学金返還補助制度の適用を受けていない者(一般財団法人兵庫県雇用開発協会の中小企業奨学金返済支援制度の適用を受けている企業内制度(以下「県制度」という。)を除く。)
- (8) 暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。)でないこと
- (9) 加古川市税を滞納していない者

(補助対象期間)

- 第4条 補助対象期間の始期は、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日とする。
 - (1) 中小企業等において正規雇用となった日又は正規に準ずる雇用となって1年を経過した 日。ただし、同一の中小企業等において雇用形態が正規に準ずる雇用から正規雇用へと転 換した者にあっては、正規雇用となった日又は正規に準ずる雇用となって1年を経過した 日のうちいずれか早い日
 - (2) 奨学金の返還を開始した日
 - (3) 申請年度の4月1日
- 2 前項第1号に該当する日が、その属する月の16日以降である場合、翌月の1日を始期とする。
- 3 補助対象期間の終期は、次に掲げる日のうち最初に到来する日とする。
 - (1) 令和6年度以前の加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の額の確定を受けた月数に2を乗じて得た月数及びこの要綱に基づき補助金の交付決定を受けようとする月数の合計が72箇月に達する月の末日
 - (2) 奨学金の返還を終了した日
 - (3) 申請年度の3月31日(ただし、奨学金返還口座の残高不足等により3月分が引落不能となった場合は、2月末日)
- 4 補助対象期間の単位は、月単位とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象となる経費は、前条に規定する補助対象期間中に返還した奨学金の額とする。 ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 繰上返還により返還した場合 繰上返還分の奨学金の額は補助対象外とする。
 - (2) 申請年度の前年度以前に当要綱又は令和6年度以前の加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の額の確定を受けており、かつ、次のアからウまでに掲げる額に差分がある場合 アからウまでのうちいずれか低い額とする。ただし、当該差分の生じる理由が、出産、疾病等により一時的に返還額を減額したことによるもの、補助対象者の所得の額によって支援機構により返還額が決定されたことによるものその他の市長が特別に認めるものである場合は、第7条の規定に基づく交付申請における奨学金の月賦又は月賦・半年賦併用による月当りの返還額とする。
 - ア 申請年度の前年度以前に申請を行った当要綱に基づく補助金の交付申請における奨学金 の月賦又は月賦・半年賦併用による月当りの返還額
 - イ 令和6年度以前の加古川市若者勤労者奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づく補助 金の交付申請における奨学金の月賦又は月賦・半年賦併用による月当りの返還額
 - ウ 第7条の規定に基づく交付申請における奨学金の月賦又は月賦・半年賦併用による月当 りの返還額
- 2 県制度の適用を受けている者にあっては、前項の額から県制度に基づき申請年度中に勤務先 企業及び兵庫県より支給又は補助を受ける額(前条に規定する補助対象期間に相当する期間に 係る額とする。)を減じた額とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者にあっては、当該 各号に定める額を超えない額とする。
 - (1) 別表1に掲げる区分①に該当し、同表補助金額の欄に定める額のうちアの額により補助金額の算定を受ける者 次条の規定に基づく交付申請における奨学金の月賦又は月賦・半年賦併用による月当りの返還額に、12 を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 別表1に掲げる区分②に該当し、同表補助金額の欄に定める額のうちアの額により補助金額の算定を受ける者 次条の規定に基づく交付申請における奨学金の月賦又は月賦・半年賦併用による月当りの返還額に、12を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 中小企業等に雇用されていることが確認できる書類
 - (2) 支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類
 - (3)補助対象期間のうち、交付申請時点における奨学金の返還実績が確認できる書類

- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに市長が定める期間内に交付申請をしなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象期間及び交付決定金額を申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更)

- 第10条 交付決定者は、その申請事項について変更が生じた場合は、加古川市若者勤労者奨学金 返還支援補助金変更申請書 (様式第4号。以下「変更申請書」という。)に、市長が必要と認め る書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものに ついては、この限りでない。
- 2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、加 古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金変更決定通知書(様式第5号)により、その旨を交付 決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 交付決定者は、市長が定める期間中に、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1)補助対象期間における奨学金の返還実績が確認できる書類
 - (2) 就労証明書(様式第7号)
 - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、交付すべき額を確定し、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。
- 2 前条に規定する実績報告書により、補助対象経費の額が第8条の交付決定における交付決定 金額の算定に用いられた補助対象経費を下回る場合、前者の補助対象経費をもとに補助金額を 算定する。
- 3 県制度の適用を受けている者にあっては、前条に規定する実績報告書及び兵庫県への照会結

果により、補助対象経費の額が第8条の交付決定における交付決定金額の算定に用いられた補助対象経費を上回る場合、前者の補助対象経費をもとに補助金額を算定する。

(補助金の請求及び支払)

- 第13条 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受けた後、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金請求書(様式第9号。以下「補助金請求書」という。)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 交付決定者が死亡したとき
 - (2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき
 - (3) 申請年度の1月1日時点で市外へ転出していたとき
 - (4) 第3条第5号に規定する期間中において中小企業等に正規雇用若しくは正規に準ずる雇用 となっていないことが判明したとき又は交付申請時に就職していた中小企業等を申請年度の 3月1日以前に退職したとき(関連企業への人事異動・出向等を除く。)
 - (5) 市長の定める期間中に、第11条に規定する実績報告書又は前条第1項に規定する補助金請求書を市長に提出しなかったとき
 - (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (7) この要綱及び規則の規定に違反したとき
- (8) その他市長が補助金の交付を不適当であると認めたとき
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市長は加古川市若者勤労者奨学 金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 交付決定者は、前条の規定により、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、 補助金が既に交付されているときは、市長の定める期間中に、当該補助金を返還しなければな らない。

(調査)

第16条 市長は、補助金の交付及び補助事業効果の把握に関し必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者について必要な調査を行うことができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 (失効)
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。 (雇用契約の特例)
- 3 平成30年3月に大学等を卒業し、同月31日までに正規雇用又は正規に準ずる雇用となった 者については、平成30年4月1日に正規雇用又は正規に準ずる雇用となったものとみなす。

別表1

区分	補助金額
①申請年度の3月1日現在におい	次のア又はイのいずれか低い額とする。
て市内の事業所に所属する者	ア 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
	イ 補助対象期間に1万円を乗じて得た額
②上記以外の者	次のア又はイのいずれか低い額とする。
	ア 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額
	イ 補助対象期間に5千円を乗じて得た額

※補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。